

自治基本条例とは

自治基本条例制定の背景

高松市自治基本条例（仮称）（以下「条例」という）（案）の特徴

- 1 条例（案）の特徴
  - （1） 基本原則
  - （2） 変更できる仕組への言及
- 2 検討プロセスの特徴
  - （1） ワークショップ
  - （2） P I（パブリック・インボルブメント）
    - 市民委員会瓦版の発行
    - フォーラムの開催

条例の基本構造

条例に盛り込む内容の主な論点と意見

前文

第1章 総則

条例の目的

条例の位置づけ

用語の定義

基本原則（理念）

第2章 市民主権と協働

市民参加の権利

権利の行使と責任の履行

市民の知る権利

情報公開制度

個人情報保護制度

市民（パートナー）の育成

住民投票

中途判断（やり直し）

総合計画（まちづくり）の位置づけ

第3章 公正で信頼ある行政と評価

市長の職責

行政組織の編成

職員倫理と意識

行政の意思決定

人事評価

クレーム処理

行政の説明責任

弱者救済と公平の確保

安全安心の優先確保

外部監査・政策評価

財政運営

競争入札

公聴制度（パブリックコメント）

第4章 活発な議会と議員活動

議員の職責

議会・委員会の情報公開

議員の研修・研鑽

第5章 連携・協力

近隣自治体との協力

第6章 その他

本条例の推進

改正・見直し

参考資料

- 1 高松市自治基本条例を考える市民委員会委員名簿、要綱
- 2 検討経過